みいけ
発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電528番 475番
編集兼発行人　平島敏治
三鉱労組印刷工場
三鉱労組機関紙

交渉権確立のため
ストライキ指令を発す
経過措置は部分ストを決行

炭労の戦術委員会は各地方中闘オルグの帰京をまち、下部の実状分析に立つて部分ストをどのように遂行するかを十四、十五日に慎重な討議をおこなつて　第三十二号指令を十五日午後三時より開かれた第十九回中闘委員会に提案した結果、二月二十五日、二十六日の全国一せい各方一時間五十分の時限ストおよび二十八日一番方から各支部無期限部分ストの指令を決定した

賃金カットをハネ返せ
中闘第三十二號指令を發す

九州大会で十月以降の賃金交渉方式を集団交渉方式から対角線交渉方式に転換したことにもとづいて二月三日以降中央、地方で強力な交渉をおこなつたが、がん迷なる会社はわれわれの要求する交渉方式を拒否し、経過措置は一方的に従来の協定を延長適用するという態度である。二月十六日の第十九回中闘委員会はこのような情勢では実力行使をもつて、会社の反省をうながすほか、交渉権の確立、経過措置の獲得は不可能であると判断しスト決行を決定し、つぎのように第三十二号指令を発した（電話情報）

時限スト指令

各支部は次により時限ストを決行せよ。

一、指標　交渉権確立（要求）十月以降賃金は炭労、会社間で交渉し決定する
経過措置獲得（要求）
①十月以降賃金の決定までの経過措置は炭労会社間で交渉し決定する
②経過措置は本格賃金決定まで従来の協定賃金一〇〇%を仮に支払い、本格賃金決定後精算する
二、日時　二月二十五日及び二十六日
三、規模　全国一せい各方一時間五十分時限ストを決行せよ
①実力行使の時間は各方の作業終了時とせよ
②時限スト中の超過労働、早出残業を拒否せよ
③作業時間内に規定時間の休憩を行え
四、保安要員　スト時間中の保安要員は従来の慣例より山元において協議決定せよ
五、大衆動員　各方のスト決行時間を利用し大衆動員をもつて要求抗議を行え

部分スト指令

一、指標　交渉権確立（一に同じ）
経過措置獲得（一に同じ）
二、日時　二月二十八日一番方以降要求貫徹まで無期限、休日（日曜日その他協定された休日）は通常の休日とせよ（通常の休日に行う作業は直接出炭する作業でない）
三、規模　坑内から石炭を出す作業を拒否せよ
①拒否する作業は最少人員で安全に坑内から石炭を出すことをとめうるものを、各支部において指定せよ
【例】斜坑においては、幹線運搬夫の石炭運搬業務の指否、幹線運搬がベルト運搬で坑口まで石炭が運ばれている処はベルト運転夫の業務指否、幹線運搬がとめられない場合は片盤坑道の運搬夫の業務指否主要捲揚機の運転夫など
②材料の下げ卸し、捲卸、硬捲揚など石炭以外のものを坑外へ搬出することは差支えない
四、賃金保障　スト不参加者の賃金は協定ベース一〇〇%を獲得せよ

山炊き炭の問題

〇ヤマタキ炭確保のための理由により三十二号指令に基くスト実施中に出炭をしてはならない。
〇ヤマタキ炭確保のために各支部は中闘指令第二十八号に従つて前段闘争としてヤマタキ炭を完全に確保せよ、この場合従来の協定による出炭からヤマタキ炭確保のみでなく一般貯炭より使用することを確約せしめよ。
〇北海道地方本部（指導員を含む）は本指令を徹底し万全の措置を計れ。

権限の問題

〇交渉権、経過措置及び賃金補償が解決した場合は爾后の実力行使を一時中止せよ。
〇実力行使は交渉権、経過措置、賃金補償の要求が（この中のどの一つでも解決しない場合はいけない）資本別全体（支部別でなく資本別内の全支部）で目的が貫徹した場合の外中止してはならない。
〇実力行使中止の指令は各ブロックに於て行え。
〇前号に必要な権限（スト中止の判断、実施指令等）を各ブロック（八社、九共闘）に委譲する
〇賃金補償の措置（資本別プール、カンパ、支部別カンパ等）の闘いに必要な権限を資本別に委譲する。

書記局便り

十四日　中央執行委員会
十五日　団体交渉
十六日　中央委員会
十八日　三鉱連中央委員会
十九日　大地評対合同委
二十日　政策変更国民大会

統一闘争のために
荒地評事務局長　前川高之

荒尾地評が結成されて僅か三年の間に昨年は四山支部と三川支部の過半数の参加を得て荒尾に於けるあの盛大な統一メーデーを実施し、更に今日常任の事務局長を置き運営の強化を図る迄に成長した事は、三鉱労組の理解ある御協力に依るものと深く感謝して居ります。

この様にして成長した荒尾地評も四山支部と第一紡網を除き殆どが官公労組であり、しかも常任役員をもつ組合は少数で、その上一定した事務所さえ無く情報の交換或は会議等にも困難を覚ゆる状態で、大地評から見れば未だ〳〵ほんの子供に過ぎず、資金の面からも又人の面からも一人歩きの出来る迄にはなお相当の時間を要するものと考えられます。

独占政策を粉砕しMSAの重圧より開放をかち取る為に全労働者の広汎な統一闘争の中核として闘う事を宣言した炭労の中でも、最も意識高いと言はれる三池の皆様に今更申上ぐる迄もなく労働者を首切りと失業から救い、生活の安定と自由を守る為には再軍備強行に依る独占政策、デフレ政策を変更する以外に道はなく、それは全労働者の統一闘争に依つてのみ可能であり、しかも今こそ総選挙に於てから取る事の出来るか否かの重大な時機であります。

この時に際し皆様の御推挽に依り事務局長に就任する事は誠に感激に堪えません。当面直ちにお役に立つかどうかを懸念して居りますが、微力ながら今後荒尾地区労働者の統一から玉名地評並に大地評との共闘乃至は統一の為に頑張り続けて行き度いと存じますので、三鉱労組の温き御援助と御指導を御願い申上ぐる次第であります。（一九五五・二・十六）

前川高之氏

徹底した情宣を
三川支部の地域情宣

三川支部では現在地域分会（外来も含む）の情宣の徹底のため、去る二月七日から十七日までを第一次情宣として週闘、賃闘の情宣を活発化している。

従来情宣は、執行部から各地域に重点的に行われていたが、更に今度は賃闘、週闘に直面する重要段階であるので一層の情宣を期すため地域での各班ごとに徹底した情宣を行い、このため毎日朝、昼、夜の区別なく手分けして情宣を行い、毎夜当直者を残して全執行員が情宣活動に奔走し、精力的な活動がなされている。

地域でも各班に別れて単位が小さくなるため、気兼ねない意見も活発に続出する有様で、今後も一層こういう情宣は続けて貰いたいとの声が非常に高まつており、今後の成果に期待がもたれている。

同、支部では今後も二次三次と順次強力な情宣が計画されており情宣の結果と相俟て強力な闘争への盛上りが行われるものと思われる

俺達はこう闘つた
共闘組んだ係長を守れ
中央委員會で前段闘争發表

われ〳〵は昨年から、賃金闘争を有利に強力に闘いとるために前段闘争の闘いを組んで来た。この間に先ず職場で討議し、一つ一つの要求をみんなの要求とし、これを有利にするため職鉱の共闘をより強固に組み、着々と実績をあげている。この闘いが各支部各職場のみで終るのでなく全組合の問題として研究し討議し、より前進するため中央委員会でその闘いの実績を発表してもらつた

ヒモ付制度を廃止
宮浦第一（機械）分會　森田光秋

三交替の採炭で組合員相互の親睦、と労働条件の向上　団結の理由で探炭会を結成している。

この会で最初に手をつけたのが出炭競走の厳禁　一齊休憩時間の厳守、ヘツパ時間、ヘツパ追込みの厳守禁止などで保安上の危険性などの点からも强調され、違反者には資金カンパを求めた。この結果当初は違反者が多かつたが最近ではぐつと減つてその効果は十分にあげられている。また運搬関係では基準外賃金に対する実績の確立を目指し、従来坑内では交替時に非常に混雑があり、早く終らせたいため保安上違反してまで早くやつていたが各方の代表者ではこれを不当視して基準外労働については自主的に解決するということになり、今后は一切基準外労働に対しては行わないことになつた。

機械では今まで責任者制度というものが存続して俗にいう保安係員のひもつきがいて結果的には組合員自身で組合員に労働强化を強いる現状であつたので、この制度の撤廃を会社と強力に交渉し三ケ月ぶりに解決し廃止させた。そのかわり自分たちの代表者を頭にすえて自主的に行つており、このため以前は情実関係などで繰込が行われていたが、これがなくなり順番制を確立するなど非常に職場が明朗化されてきた。この機械の立上りが糸口になつて全宮浦の責任者制度がなくなつた。

前進
組合活動と統制について

（一）

組合活動に於ける統制の問題は国、県、市、町村の社会秩序を守るための法律や条例と同じく、其の集団の目的遂行のために必要な範囲で個人の自由な言動が束縛され、義務が負はされることを意味する。それは、吾々が集団生活をし、其の集団に利益の擁護を求める以上、集団の意志が個人の意志よりも優先することは当然の秩序だからである。

ところで労働組合の統制は規約に基いて行はれる。吾が三鉱労組にあつては懲戒規程第二条に「この規程は規約の精神に従い、組合秩序と団結を保持することを目的とする」と謳つているように、統制は組合の生命たる団結保持が唯一の目的である。

（二）

今日でこそ組合の団結権は法によつて保護され、一般的常識とさえなつているが、どこの国でも組合運動の発生から生長の途中に於ては秘密結社のような形をとつたのが事実である。日本では明治三十年十二月、鉄工組合が生れたが、爾後の弾圧は言語に絶するものがあつたし、英国に於ては一八〇〇年法と言はれる団結禁止法によつて労働者の団結は圧迫された。

従つてこのような条件の下での組合の規約、又は規約に基く決議や指令を全組合員が自分たちの「法」として守り抜いたことはむしろ当然のことであり、なおその後の活動の中でも資本家階級の利益代表者が制定した法律よりは、むしろ自分達が自分達の手で作つた規約に対して忠誠を誓つて来たことも当然の結果であろう。つまり法律が国家権力によつて国民を統制するのに対し、自らが作つた規約は組合の統制力によつて効力を維持し、時としては国家権力と対抗してまでも組合の力によつて其の団結を保持することが必要であつたのである。即ち「団結そのもの」さえもが闘い取られたものであることを忘れてはならない。このような闘いと歴史の中から、憲法第二十八条による団結権、団体行動権が保障されたのであり、憲法で団結権を承認したと言うことは　とりもなおさず規約こそ組合の「法」であることを国が承認したことに他ならない。

（三）

第十二回炭労臨時大会は今次選挙に関し、明確に統制を行うことを決定した。また三池に於ても二月十六日、中央委員会に於て統制を決議した。即ち大衆討議を経て選考し、機関の決定を見た公認並びに推薦候補以外に立候補し、又は以外の候補の運動を行つて組合の統一候補に不利をもたらす者に対しては統制があり得ることを確立したのである。

もとより、この処置は組合員を統制にかけることそれ自体が目的ではなく、かゝる事態の発生を未然に防止するにあるのは言うまでもないが、かりにこのような事態が起つたとしても組合として充分に意見の交換をして、組合決定の本旨を諒解して貰うように努力することは勿論である。もしこの段階を飛び越え、統制のみを大上段に振りかぶつて問答無用の態度をとるならば、組合民主々義そのものを誤ることにしかならないので、充分の戒心を要するであろう。

従つてこの努力の上に憲法第二十一条に保障された思想、信条の自由と第二十八条による団結権、団体行動権の保障との関係を割り切つて行動することを要請したい。

（四）

このような観点に立つてわれわれは統制の必要性を確認したのであるが、具体的な問題としては理論と感情とはなかなか両立し難いものである。例えば賃金問題は政治によつてしか最終的に解決しないことを理解し、賃金闘争のための大衆動員やストライキには家族ぐるみで参加し、或は悪法制定の反対には果敢な闘争を遂行しながらも、いざ選挙場に行くと悪法製造業者に一票を投ずるという馬鹿げたこともないとは言えない。

更にまた個人的な好き嫌いで組合の公認、推せん候補に対する協力の度合が違つて来ることも随分と経験したところである。このことはわれわれが一一三日の首切り反対闘争で体験したことを、もう一度ふり返つてみる必要があるであろう。

われわれは一昨年の闘いに際し、被該当者の好き嫌いで闘つたつもりはない。「労働組合がある限り一名の首切りも許さない」との組合活動の原則に立つて闘つたはずである。

もしわれわれが自分の尊敬している人のためにのみ闘つたとするならば、それは封建的な義理人情か、単なるセンチメンタリズムにすぎないであろう。このような精神は決して大衆行動の基礎となり得るものではない。被該当者個人をはなれて組合の団結と生命を守ることに指標を統一したところに勝利があつたはずである。今次選挙闘争にのぞみ特に右の諸点をかみしめて、光栄ある三池の団結力を名実ともに発揮したい。

共闘で成功した
四山坑外分會　松井勝義

二月十日に坑外職場の一齊大会を繰込場にて行つた。人事部を先頭に繰込み、一職場一要求を採択するはずであつたが、時間の都合で出来ず、各職場の代表者が鉱長に抗議文、声明書をつきつけた。翌日代表者が集つて要求を集約、この中でとくに作業時間ならびに日曜出勤が一番問題になり、早速要求事項を係長に持つて行つたが不在のため職組の共闘委と話合い職組も了解して立上つた。翌日十二時十五分から係長と交渉を持つたが係長は予算の関係で、こゝで今結論は出せぬ。午后もう一回会議を持ちたいと回答した。職場からは傍聴者が一杯集つてはつきりした回答があるまでは離れない態度であつたが、時間がなく仕事についてほしいとの要請で一応引上げた。午后四時から職組も交えて三者会議を持ち傍聴者も多数つめかけ開かれて五時間の論争を繰展げたが一応の結論として係長の職責では認められないが鉱職共闘ということで確認され、職組の組合員としてこの問題は追及したいとの解答があり、この問題は恐らく実行されたものと思われる。この点で今后係長に会社から圧迫があれば三者で圧迫は強くはねのける覚悟である。

闘争意識が揚つた
本所病院分會　高田純男

病院は十ケ所の職場を持つておりわずか六名の分会長の下に未婚の女性が多数を占めているなど組合活動に非常に困難性がある。この結果、分会長の間で組織の强化が取上げられ、その方法として常会を出来るだけ多くもつて組合員の意識を高めることにした。また今まで無関心でいた看護婦間の親睦会と連けいをとつて協議をなし横の連絡をとつて職制からの圧迫の排除につとめている。具体的な闘い方として各課毎に懇談会、座談会を開き、また個人の投書や意見苦情を集約して会社に当ることにし、また病院の特殊性を考えて外来患者の要望苦情をこれに取入れて闘つて行くことなどが決定されている。まだ〳〵成果は十分ではないが二、三紹介すると、常会などの集合状態が今まで多くて二、三十人だつたが、今では七、八十人位が普通で、常会の始まる前に労働歌を合唱するなど意識が急速に高まつてきた。不当な人事異動が是正され、不当な言動を弄する職制の二、三人を配転させるなどまた当直用の毛布を新しいのに取替へさせる等々の民主化を押し進めている。

前段闘争で職場が明朗
三川第十五（開發）分會　蒲池清一

常一番、三交替を含めて千二百名位いる。職場大会を基準として一方に三百名位で各職場で一つの会議をもつており、各職場から代表者会議をもつている。先山懇談会を正式の会社の認めた対会社との交渉に当つており、緊急のときは三方協議会に展開している一ケ月一回以上会議をもつて職場大会から持つて来た問題を取上げて会社と闘つている。

最近の一番大きな問題としては繰込み方法の完備がある。すなわち繰込み方法は自分たちの手で完備したいと係長と交渉を行い、その結果、毎週土曜日に来週の繰込みについて係長と話合つて決定している。このため繰込みについては非常に民主的に行われてきて職場の明朗化に大いに役立つている。

闘いには話合いが必要
港務機電分會　小山國男

職場が散在し、三交替者が多いなどの特殊面を最初お断りしておきます。特殊事情下の職場闘争を検討した結果、職員を同時に交渉の際出席させることにして今まで課長と数回交渉を行つて来た。各職場毎に共闘委員会をもつて係長の権限で解決する問題を職場共闘で解決しており、こゝで残つた問題を各係毎に集めて各課で課長と交渉する仕組みになつている。最近課の共闘で二十二項目が集約され職組との間に労働强化を絶対はね返す、保安の確保の二点に意見が一致し課長と交渉した。最初は頑だつた態度が後半課長の腰が砕けて有利な条件で獲得した。この中で一番難しかつたのは矢張り人員充足の問題で、これは最后まで解決出来ず支部の共闘に提案された。六回課長と交渉を持ち一つの段階を終えた。後で反省したことは職員と鉱員の話合いが充分なされなければ共闘は難かしということが痛切に判つた。会議々々という形式的な形の中では非常に要求はとりにくいということが判つた

着到の民主化獲得
製作第三（仕上）分會　森野國義

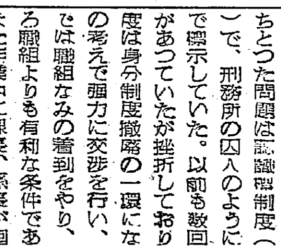

現場の問題として機工分会からのろしが上つた。全工場的な問題として取上げられ対会社の交渉で勝ちとつた問題は認識票制度（着到）で、刑務所の囚人のように番号で標示していた。以前も数回交渉があつていたが挫折しており、今度は身分制度撤廃の一環になるとの考えで強力に交渉を行い、現在では職組なみの着到をやり、むしろ職組よりも有利な条件である。

また作業中に課長、係長が廻つて終始監視的行動をとつていたが、自分たちの日常の仕事は責任ある良識で行つており、職制の監視下で仕事をするのは徹底的に排除しようと、分会で取上げ現在交渉中である。これに対し、鉱職共闘で進んでおり、完全な明朗な職場を目指して進んでいる。また地域の方でも銀水社宅では娯楽施設の乏しいのに立上り、家族を含めた交渉をやり、要求を貫徹し現在三百平方米のグラウンドを工事中である。

大衆自らの闘いへ
組合長執行部の方針を語る

執行部は今年の考え方の中心を職場闘争においており、執行部で問題の解決をするという考えを更めて職場で討議してもらつて強力に勝ちとつてもらいたい。皆さん自身の力で闘争をやつてもらう。そのためには矢張り各支部、各職場ではどのような闘いをやつているのかを知る必要がある。執行部としてもこんな所でしか聞かれない。今后はこういうことを中央委員会のたびに実行したいと思います。さらに報告に対する質問、意見も出してもらいたいと思います。そして今后はほとんどの委員が自分の職場がどう闘つたかということを報告し、活発にやつて行きたいと思う。

今回の選挙闘争で勝つことは職場で闘いを行わなければ勝ち抜くことは出来ない。即ち闘うことによつて団結が高まり政治意識の向上がある。そのためには職場で闘いを起して闘いとることこそ選挙の闘いも闘いとられるということになる。今后ます〳〵職場で他の職場の委員などと充分連絡してよい面を取入れて闘いを進めてもらいたい。

デモで氣勢擧ぐ
宮浦支部の職場大會

宮浦支部では去る十日、賃闘第一回職場大会がもたれた。当日は事務所前は三交替、常一番の昇坑と同時に作業服そのまゝの姿でデモを行い気勢をあげた。

一職場一要求の指令は確実に実行され　会社を狼狽させたことは確実である。なお、支部のこの要求に対して松沢鉱長は次のように意思を表明した。

「皆様方のご意向は充分わかりましたので　誠意をもつて取り計らうようお伝え致します」という至極簡単ではあつたが、終始直立した姿勢で解答をなし、少くとも誠意ある態度をしたことは好ましい態度だつた。

同時に各分会から出された抗議文は机の上に山積され、激しい組合員の怒りを表していた。

大会に参加したAさんは

会社がそんな気なら、俺どんもやらにやおかしかろもん、こまいこまいで東京までだ！と語り、闘争に対する気概の一端を述べていた。

又この日、電気分会では座談会をもつて請負給廃止が絶対必要だとの意見が圧倒的に多くこの日の大会の意義は十二分に発揮された。

参議補選へ
山本九炭労委員長出馬

二月四日の九州地方委では来る二十五日ごろから三月十七日ごろまでの間に投票が行われる予定の参議院議員補欠選挙に対し、九炭労の山本委員長を公認候補として出馬させることを決定した。

なお、九本の執行や賃闘に支障を来たさないよう具体的措置を早急に講ずるということで地方委は決定した。（なお、同氏の略歴紹介等は次号に掲載致します）

質疑応答

御不審の点はどし〳〵お尋ね下さい

問　私は廿九年度の特休をつかつてしまつて困つて居ります。話に依りますと、特休の前借が出来る様に聞きましたが　前借は出来るのでしょうか？（三川・T生）

答　特休の前借は出来るには出来ますが、貴方の場合は出来ません。

特休の前借の出来る人は廿八年度の出勤が悪るくて廿九年度に特休の支給を全然うけて居ない人で廿九年度の出勤が坑内直接夫約一四五日、坑内間接夫約二一五日、坑外夫約二四六日出勤した人だけで、出勤が以上の日数に達した日以後に於て卅年度に支給される特休日数の範囲内で前借することが出来ます。従つてあなたのように特休がなくなつたので前借したいというわけには行きません。これは、廿九年四月十六日妥結の労働協約中通牒六によつて取り決めてあります。

なお、前借した場合正式に支給される時に、その日数は差引かれますので念の為。（労働部）

春の訪れと共に
輕快なスタイルは
紳士服専門の店
有限會社　遠藤洋服店
旭町商店街　電四五四九

高級和洋家具
嫁入道具・漆品類
仏壇仏具家具一式
家具百貨の　西坂
大牟田市上町二丁目
電話二八九四番

御婚禮用調度品大賣出し
松永家具店
元町上官通り入口
電話三八六三番

マグネツト号
ギヤゼツト号
ランプ・タイヤ・部品の取替にはチケットを御利用下さい
山本輪業
元町上官通り
TEL四六六七

新入学童服・ランドセル
衣料百貨　永田雑貨店
三川町一丁目スワ橋横

京呉服・高級服地・婦人服
福岡県学校生協指定服
官公印学生服指定店
マルイチ商會
大牟田市東新町一丁目
電話二〇七六番

宮浦本所支部指定店
製作
前原自轉車店
通町一丁目壽座前
電話三九三七番